

# スーパードラッグコスモス丸亀郡家店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年8月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
平成20年3月25日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス丸亀郡家店 丸亀市郡家町字大林上3427番4ほか
- 3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要  
当該店舗周辺は、団地等多くの住居に囲まれた地域であることから、周辺住民に対する生活環境への影響が危惧される。このため、関係法令を遵守し、騒音等の生活環境に影響を与えないようにすることはもちろんのことであるが、事業者は、建設前より周辺住民に対して建設計画の概要及び生活環境への影響等を十分に説明し、理解を得ていただきたい。  
また、当該店舗立地により、周辺住民に対して生活環境への影響等が発生した場合には、迅速に対応するとともに、誠意をもって対処していただきたい。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課
縦覧期間	平成20年8月19日（火曜日）から同年9月19日（金曜日）まで